

児童相談所の設置に向けた検討状況について

平成30年(2018年)4月13日
教 育 委 員 会 資 料
児 童 相 談 所 設 置 準 備 担 当

1 中野区における検討状況

(1) 人材確保・人材育成の取り組み

① 専門職の確保

平成29年度より新たに専門職(心理職)4名を子ども家庭支援センターに配置し、専門的知識の活用による子どもや家庭への支援の充実を図っているところである。

平成30年度からは新たに2名を配置し、児童相談所設置に向けた体制強化を図る。

② 児童相談所への派遣研修

平成25年度より、児童相談所へ1名、1年間(平成25・26年度は2年間)職員を派遣し、人材育成を図ってきたところである。

平成30年度は、平成29年度からの派遣者1名の派遣を継続するとともに、新たに3名を児童相談所へ派遣することとし、児童相談所の中核となる職員の養成を図る。

③ 児童福祉司経験者S Vの配置

平成30年度より、子ども家庭支援センターに児童福祉司経験者S V(非常勤)を配置し、相談支援スキルの専門性強化、及び児童相談所設置準備の推進を図る。

④ 専門研修の受講等

子ども家庭支援センターの職員を対象に、援助スキル向上、面接技術、法的対応、少年事件、情報開示等にかかる専門研修の積極的な受講をさらに進めるとともに、児童相談所派遣を経験した職員によるO J Tの充実を図る。さらに、平成29年度から採用を始めた専門職(心理職)がケースワークの中で実施する検査・相談等の充実を図るための環境整備もあわせて実施する。

(2) 関係機関連携強化

① 要保護児童対策地域協議会の強化

要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を構成している学校、幼稚園、保育所等への巡回訪問を行う、巡回支援相談員を子ども家庭支援センターへ配置する。

巡回支援相談員は、要支援・要保護児童に関する情報を広く収集するとともに、必要に応じて訪問機関への助言・指導、支援が必要な家庭に対する支援策の提案等を行う。

② 養育支援ショートステイの強化

中野区さつき寮が実施している養育支援ショートステイ(3歳児～15歳児)について、施設職員が宿泊対応に加えて、利用する要支援児童への生活指導、行動観察等を新たに実施し、当該実施結果を子ども家庭支援センターのケースワークに活用することで、養育状況の改善を図る。

(3) 社会的養護(家庭的養護の推進)

社会的養護については、より家庭に近い環境で養育される方策を拡充していくことを基本とし、里親の開拓・支援等や児童養護施設のあり方について検討を進めているところである。

平成30年度からは、現在東京都杉並児童相談所と共催で実施している養育家庭体験発表会に加えて、特定非営利活動法人東京養育家庭の会と連携した里親普及啓発事業を実施し、区内の里親の開拓、拡充を図る。

また、個人宅へのショートステイを内容とするショートステイ協力家庭事業を実施し、宿泊を伴う子どもの預かりの経験を通して、協力家庭から里親となるといったステップアップに向けた環境整備を図る。

(4) 一時保護施設整備

① 一時保護施設について

一時保護施設は、虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合や子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合、また、適切かつ具体的な援助方針を定めるために、十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合等に子どもを一時保護する、児童福祉法の規定に基づく施設である。

一時保護施設では、子どもを性別、年齢別に数グループに分けて、起床から就寝に至る間の基本的な日課(学習指導又は保育、スポーツ等レクリエーション、読書や音楽鑑賞等の自由時間等)を立てて運営を行うこととされている。

② 一時保護施設の整備等

区は、(仮称)総合子どもセンターに児童相談所機能を整備するとともに、別途、一時保護施設を区単独で確保していく考えである。これにより、相談から在宅支援・指導、一時保護、施設等措置、復帰支援等を

切れ目なく一貫して実施し、虐待の未然防止、早期対応を図ることができる体制を構築していく。

区が確保する一時保護施設は、児童福祉司、児童心理司による子どもへの十分かつ丁寧なアセスメント及びケースワークの実施、緊急時の応援体制の確保等のため、(仮称)総合子どもセンターの近接地域に設置することを基本とし、施設内では、できる限り家庭的な環境を提供し、子どもの安全・安心を確保していく。

また、一時保護施設の整備と併せて、施設、里親等への一時保護委託の活用による地域コミュニティの中での継続した生活の確保や、区域内に保護することが適切でない子どもの一時保護にかかる、都・他区一時保護施設の活用も検討していく。

平成30年度は、上記内容を基本としつつ、国が示すこととしている一時保護所ガイドラインや先行3区の都協議状況、他自治体への視察等を踏まえ、一時保護施設整備基本方針及び基本計画を策定する。

2 特別区における検討状況

(1) 児童相談所設置計画案のモデル的確認作業の状況

平成29年6月から、児童相談所設置予定時期が最も早い3区(世田谷区、荒川区、江戸川区)の児童相談所設置計画案に対する都の確認作業が始まり、児童相談体制、人材確保・育成、施設整備、社会的養護等について、協議が進んでいるところである。

(2) 児童相談所設置に向けた研修、講演会等の実施

特別区では、平成29年度から、各区の職員、区議会議員等を対象に児童相談所設置にかかる講演会等を実施するとともに、都内児童養護施設、里親団体等との意見交換を行ってきた。さらに、職員採用試験を見直し、職種「心理」について、特別区人事委員会が統一選考を実施している。

平成30年度からは、特別区職員研修所において、児童福祉司任用前講習会、指定講習会その他児童相談所関連研修を実施することが予定されている。

3 国の動向

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親に養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この理念を具体化するため、国は「新しい社会的養育の在り方に関する検討会」を立ち上げ、平成29年8月には当

該検討会の検討結果として「新しい社会的養育ビジョン」を発表した。

「新しい社会的養育ビジョン」では、子ども家庭相談支援体制の強化、代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則の徹底、施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、子どもの自立支援の徹底等の項目について、目標年限を定めた工程も含めて提言されており、特別区が児童相談所を設置できるよう支援計画の策定を都道府県に求めることも併せて提言されている。

今後、国は、当該ビジョンに基づく一時保護所ガイドラインの策定等を予定しているところである。

4 今後の検討スケジュール

次のとおり検討を進める。なお、今後、特別区としての検討や、国、東京都との協議の進捗に合わせて内容の調整を図る。

平成30年度

- ◇ 一時保護所施設整備基本方針、基本計画策定
- ◇ 一時保護所の相互利用等広域調整の検討
- ◇ 専門職の計画的配置・採用・育成、児童相談所への派遣研修継続
- ◇ 社会的養護(児童養護施設・里親等)の考え方と広域調整の検討
- ◇ 児童相談所設置市事務実施体制の検討・整理
- ◇ 国・東京都との協議

平成31・32年度

- ◇ 児童相談所設置市の政令指定手続き、条例等例規整備
- ◇ 児童相談所業務・ケースの引継、児童相談所設置市事務の引継

平成33年度

- ◇ (仮称)総合子どもセンター 開所
(児童相談所機能含む)